

< 11条 相談及び情報の提供等 >

- 1) 警察庁の体制整備はかなり進んできたが、被害者の不満が絶えないのは、地域間、警察署間で対応にバラつきが激しいこと、被害者支援要員等、専門職員の不在時や夜間、交番などでの一般署員の対応が不十分なことにも一因がある。
- 2) 警察の最大の強みは「24時間開かれた窓口」であること。この強みを生かすには、署員1人ひとりの人権感覚、被害者の痛みに対する感受性を磨くための日常の研修が不可欠である。
- 3) 同時に、犯罪捜査など日常業務の多忙さから、被害者の多様なニーズすべてに対応するには限界がある。民間の専門機関へのつなぎのシステム、警察署単位の被害者支援連絡協議会等を活用したネットワークを充実させる必要がある。(22条に共通)
- 4) 法務・検察も、警察同様に体制は整ってきているが、さらに平成18年度に設立予定の日本司法支援センターの役割に注目したい。
  - ・被害者援助に精通した弁護士や専門機関へのつなぎ役にとどまらず、
  - ・各種機関や民間のネットワークを形成し、その中核として実質的な総合支援窓口の役割を果たしてほしい。24時間の窓口対応は可能か。
- 5) 更生保護官署・保護司による継続的な支援は、保護観察官や保護司の増員を含む体制整備が必要である。

最近の一連の事件で、本来業務の犯罪者更生・予防に様々な問題が指摘されているうえ、精神保健観察も始まる中、体制が未整備のまま新たな業務を加えるのは、更生保護制度そのものに影響を及ぼす恐れがある。

< 21条 調査研究の推進等 >

内閣府がまとめた各省庁の取り組み一覧を見ても、その貧弱さが我が国の対応の遅れを象徴している。

1) 被害者支援センターの設立

PTSD に関する調査研究にとどまらず、被害者の置かれた実態の継続的な調査、被害者対応のノウハウとその蓄積、普及、推進体制など総合的な調査研究を担う機関が必要である。

< 22条 民間の団体に対する援助 >

1) 生活に最も身近な地域ネットワークの構築

- ・ 内閣府が、地方公共団体に情報提供の総合的な対応窓口の設置を要請することに全面的に賛成。被害者対応の担当部局も明確化すること。
- ・ 生活に密着した地方公共団体の業務内容を考えると、地方公共団体を中核に、警察や各省庁の出先、民間団体等が地域ネットワークを形成することが、被害者にとって最も便利である。

2) 民間支援を行う主体の明確化

- ・ 民間組織は、法律や公平の面で官が取り組みにくい分野（例えば犯罪被害者の子弟への奨学金）など、多様な取り組みを行っている。その民間組織の悩みは、複数の省庁にまたがる分野で、公的支援に責任を持つ主体が不明確なことである。
- ・ 内閣府が財政的援助について、全体としての在り方（財政資金の出所、援助の経路、援助されるべき事務の範囲等）を検討する場を設けるとしている考え方に賛成する。

3) 駆け込み寺の確保

新たな組織か既存の組織かは別として、制度や組織の狭間に落ちこぼれた潜在的な被害者が、いつでも駆け込める24時間開かれた組織を確保する。官による整備が困難なら、身近で信頼できる民間組織への支援。

以上